

(別記様式第 1 号)

計画策定年度	平成 21 年度(2009 年度)
計画改定年度	平成 23 年度(2011 年度)
	平成 25 年度(2013 年度)
	平成 26 年度(2014 年度)
	令和 2 年度(2020 年度)
	令和 5 年度(2023 年度)
計画変更年度	平成 30 年度(2018 年度)
	令和元年度(2019 年度)
	令和 3 年度(2021 年度)
	令和 4 年度(2022 年度)
計画主体	柏崎市

柏崎市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	柏崎市市民生活部環境課
所在地	新潟県柏崎市日石町 2 番 1 号
電話番号	0257-21-2279
FAX 番号	0257-23-5116
メールアドレス	kankyo@city.kashiwazaki.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ（以下「シカ」という。）、カラス
計画期間	令和5（2023）年度～令和7（2025年）年度
対象地域	新潟県柏崎市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4（2022）年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	15.5ha（被害面積） 80.6t（被害量） 1,839万円（被害金額）
シカ	—	0.00ha（被害面積） 0.0t（被害量） 0万円（被害金額）
カラス	水稲	2.18ha（被害面積） 11.4t（被害量） 260万円（被害金額）
	果樹	0.22ha（被害面積） 2.0t（被害量） 140万円（被害金額）

※被害面積及び被害金額算出方法

- ・イノシシ及びシカ：新潟県農業共済組合及び農業者から聞き取りした集計値
- ・カラス：実施主体【柏崎農業協同組合（現：えちご中越農業協同組合（以下「JAえちご中越」という。））】報告値

(2) 被害の傾向

【イノシシ】

本市での記録を遡ると平成16（2004）年1月22日に高柳地区で猟友会柏崎支部員が狩猟で初めて捕獲した記録が残っている。また、有害鳥獣捕獲では、平成19（2007）年度に初めて3頭を捕獲したことを契機に、捕獲数は右肩上がりが増加し、令和2（2020）年度には、440頭（有害捕獲数293頭）と過去最大を記録した。同年度冬季には、2件の人身被害及び1件の物損事故が発生した。なお、ほ場への電気柵の整備については、平成21（2009）年度より対策を始めている。

本市では、5月から6月にかけては畦畔や休耕田等での掘り返し被害、7

月後半から10月にかけては水稻の踏み倒し被害が発生しており、稲刈り後も掘り返し被害が散見され、1年を通じて畑を含めた農地への被害を受けている。

被害地域としては、当初、米山地区周辺において被害が多発していたが、黒姫・八石山麓の農業集落や西山地区でも被害が確認されるなど、市内全域に生息域が拡大している。水稻被害の傾向としては、令和2(2020)年度、被害面積37.4ha、被害金額4,383万円が最大で、令和4(2022)年度は令和2(2020)年度のピーク時と比較し被害面積41.4%減、被害金額42.0%減と推移している。被害が減少した要因については、猟友会柏崎支部によると令和2(2020)年度の1月に一時的に降雪量が増加したこと及び豚熱(CSF)の影響により、個体数が減少したものとの見解である。専門家によると豚熱(CFS)自体は弱毒性であり、すべての個体が死亡することはないので、数年の間は個体数が減るものの、比較的すぐに回復すると言われている。本市並びに近隣市町村は、県内でも有害捕獲頭数が多い地域であることから、イノシシによる農作物被害について、今後も予断を許さない状況である。

【シカ】

目撃通報や捕獲状況から、主に米山地区周辺、高柳町地区及び中・南鯖石地区に生息していると思われる。令和2(2020)年7月に高柳町地区で和紙の原料となる楮の被害が発生し、和紙の原料として収穫ができなくなった。これを受け、電気柵による侵入防止対策を翌年度に実施してからは、これらの被害は報告されていない。一方で、近年、市街地での出没が認められるが、林業被害の報告は受けていない状況である。なお、近隣の市町村が県内でも有害捕獲頭数が多い地域であることやシカも繁殖力が高いことからイノシシと同様にシカによる農作物被害について、今後も予断を許さない状況である。

【カラス】

生息域は、農村部・都市部を問わず広く生息している。5月頃は水稻の苗の踏み倒し被害の他、野菜・果樹等の食害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	現状値 (令和4年度(2022年度))		目標値 (令和7年度(2025年度))	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
イノシシ	15.5ha	1,839万円	14.0ha	1,655万円
シカ	0ha	0万円	0ha	0万円
カラス	2.4ha	400万円	2.2ha	360万円
合計	17.9ha	2,239万円	16.1ha	2,015万円

※被害の軽減目標値の算出方法：これまでの被害傾向及び後述の被害防止対策等を勘案し、現状値の10%削減を目標値とする。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
全体に関する取組	<p>○平成 21 (2009) 年度 柏崎市有害鳥獣被害対策協議会 (以下、「協議会」という。) 設立</p> <p>○令和 3 (2021) 年度 有害鳥獣対策係 (担当係) を新設</p> <p>○令和 4 (2022) 年度 柏崎市鳥獣被害対策実施隊設立 (以下「実施隊」という。)</p> <p>○令和 5 (2023) 年度 農政課から環境課へ所管課変更</p>	<p>・被害を減少させるため、実施隊を中心に、有害捕獲、被害防除及び生息環境管理の 3 つの対策について関係機関及び地域住民と連携し、総合的に被害対策を更に進めて行く必要がある。</p>
捕獲等に関する取組	<p>○イノシシ</p> <p>・実施隊を中心に並行して猟友会柏崎支部による有害捕獲及び被害地域における追い払いを委託</p> <p>・国の鳥獣被害防止総合対策交付金等の補助事業や本市の負担金を活用したわなの整備の実施</p> <p>○シカ</p> <p>・イノシシと同様に実施隊を中心に猟友会柏崎支部による有害捕獲及び被害地域における追い払いを実施</p> <p>・国の鳥獣被害防止総合対策交付金等の補助事業や本市の負担金を活用したわなの整備の実施</p> <p>○カラス</p> <p>・J A えちご中越が猟友会柏崎支部に委託し、被害防止効果が高い 5 月に有害駆除及び追い払いを実施</p>	<p>○イノシシ</p> <p>・イノシシの生息数 (繁殖力) に対して捕獲圧が不足していることにより、生息数の増加傾向が垣間見れることから、更なる体制強化及び捕獲率強化に努める必要がある。なお、より効果的・効率的に被害を防止する観点から ICT 等を活用した捕獲機材の導入を進めるとともに、捕獲に従事する担い手の確保を図る必要がある。</p> <p>○シカ</p> <p>・電気柵を整備後、農作物被害の報告は受けていないが地域から寄せられる出没情報を基に個体数の把握に努め、シカの繁殖力を踏まえ、積極的な捕獲に努める必要がある。</p> <p>○カラス</p> <p>・捕獲を実施する猟友会員を認識しているため、猟友会員の姿を見ると警戒し逃げていく傾向が見受けられることから、より効果的な捕獲方法の検討が必要である。</p>

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>・国の鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用した、侵入防止柵（電気柵）の整備の実施</p> <p>・平成31（2019）年4月1日から協議会鳥獣侵入防止柵（電気柵）設置規程を定め、侵入防止柵（電気柵）について適正な管理運営を推進</p>	<p>・本市では、全てのほ場に電気柵の整備が完了していない状況である。加えてほとんどの集落の後背には、イノシシの住処となる大小の山林があり、被害が発生した箇所には電気柵を整備するとその周辺の電気柵未整備ほ場に被害がおよび、山伝いにイノシシの被害地域が広がりを見せている。現状を踏まえて侵入防止対策とし効果が期待できる電気柵等による防護柵の設置及び既存の電気柵の適正な維持管理を継続して取り組む必要がある。</p>
<p>生息環境管理その他取組</p>	<p>・人と鳥獣の棲み分けを図るための生息環境管理に関する啓発について全市対象にチラシの回覧を実施</p> <p>・試験的に集落診断（西山町二田地区）を開催し、生息環境管理の知識を普及</p>	<p>・引き続き、生息環境管理の必要性について啓発を進め、家庭菜園なども含め、ほ場を防護柵で守り、イノシシを誘引するエサを放置しない対策を推進するとともに、里山の除草管理を行うことで緩衝地帯を作り、生息環境の棲み分けを図っていく必要がある。</p>

（5）今後の取組方針

【取組全体】

これまでの被害状況や本市を含め近隣の有害対象鳥獣の捕獲状況を踏まえ、新潟県イノシシ及びシカ管理計画に基づき、更なる捕獲並びに侵入防止柵の設置及び管理の強化が必要である。そのためには、実施隊や有害捕獲従事者のスキルやモチベーションの向上を図り、対策の強化を推進する。また、捕獲の効率化に向けて、引き続きICT機器を含め、捕獲機材の導入や更新を図るとともに被害地域や関係機関のワナの見回り補助等、捕獲者のサポート等の体制整備を進める。

一般社団法人新潟県猟友会が新潟市西蒲区福井で整備を進める「新潟ライフル射撃場（仮称）」において、大型獣の捕獲に有効な大口径ライフル銃やスラッグ弾の使用者の確保及び捕獲技術の向上を推進する。

【イノシシ】

○侵入防止対策

電気柵の整備箇所において殆ど被害の発生の報告を受けていないが、未整備地区へイノシシが移動し、そこで被害が発生する傾向にある。電気柵は、被害削減効果が高いことから引き続き被害の状況に応じ、未整備地区への効率的な整備を推進する。また、電気柵整備を実施した地域については、専門家を招へいし、機能診断研修を計画的に実施するなど侵入防止対策の即効性

を向上させて、維持・管理を図っていく。

○捕獲

有害鳥獣捕獲については、ICT等を活用した捕獲機材等を積極的に導入し、効率的・効果的な捕獲に努めるとともに、地理情報システムを活用した、被害地域住民や猟友会柏崎支部へ被害対策に関わる情報を共有することで、捕獲数の向上を目指す。また、集落・地域における捕獲の担い手の確保・育成を行うため、狩猟免許取得支援を行うとともに、それぞれの集落や地域の被害状況に応じた有害鳥獣の捕獲体制づくりを推進する。

○生息環境管理

藪刈り払いを含めた生息環境管理の必要性について、農業者や住民に対し啓発に努めるとともに、不要な果樹の除去の働きかけやイノシシ生息地付近の家庭菜園を防護柵で守るなど、生活被害に対する侵入防止柵設置支援（市単事業）を実施し、地域内にイノシシ等のエサとなる誘因物を減少させ、野生鳥獣と人との棲み分けを図っていく。

【シカ】

イノシシ対策と同様に、被害状況（被害作物の種類、発生規模等）に基づいた、効率的な捕獲や被害防止に向けた侵入防止柵の整備に向けて、関係機関と協議・連携を図り、被害防止に努めていく。

【カラス】

被害状況（被害作物の種類、発生規模等）に基づいた、効率的な捕獲・追い払いに向けて、関係機関と協議・連携を図り、被害防止に努めていく。また、捕獲だけでなく、被害地域にカラスを寄せ付けない環境づくりや効果的な被害防除を啓発し、被害防止に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

実施隊	・有害鳥獣の捕獲、処理及び追い払いに関する業務 ・被害防止柵の設置に関する業務 ・その他鳥獣被害防止対策に関する業務 ※実施隊の運用は、柏崎市鳥獣被害対策実施隊設置要綱に規定
猟友会柏崎支部	イノシシ、シカについては、協議会からの依頼を受けて鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用した有害鳥獣捕獲を通年実施する。 カラスは、被害が多発する期間に集中し追い払い（忌避効果）を目的とした捕獲を実施する。 その他、市から緊急的な有害鳥獣の捕獲等の要請があった時は、捕獲等に協力する。
捕獲サポート隊	被害集落などが、実施隊や猟友会柏崎支部と連携・協力して行う被害防止体制として、地域がわなの見回り補助や運搬支援などを行って捕獲者をサポートする。その捕獲サポート体制については、地域の実情にあわせ整備・構築する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 (2023年度)	イノシシ	通年捕獲の継続 電気柵周囲に設置するわなでの有害捕獲を実施 担い手の確保・育成 捕獲用機材（くくり罠・箱罠）の整備 ICT等を活用した捕獲機材等の新たな技術活用
	シカ	通年捕獲の継続 電気柵周辺でのわなによる有害捕獲を実施 担い手の確保・育成 捕獲用機材（くくり罠・箱罠）の整備 ICT等を活用した捕獲機材等の新たな技術活用
	カラス	被害実態の把握
令和6年度 (2024年度)	イノシシ	通年捕獲の継続 電気柵周辺でのわなによる有害捕獲を実施 担い手の確保・育成 捕獲用機材（くくり罠・箱罠）の整備 ICT等を活用した捕獲機材等の新たな技術活用
	シカ	通年捕獲の継続 電気柵周辺でのわなによる有害捕獲を実施 担い手の確保・育成 捕獲用機材（くくり罠・箱罠）の整備 ICT等を活用した捕獲機材等の新たな技術活用
	カラス	被害実態の把握
令和7年度 (2025年度)	イノシシ	通年捕獲の継続 電気柵周辺でのわなによる有害捕獲を実施 担い手の確保・育成 捕獲用機材の整備 ICT等を活用した捕獲機材等の新たな技術活用
	シカ	通年捕獲の継続 電気柵周辺でのわなによる有害捕獲を実施 担い手の確保・育成 捕獲用機材（くくり罠・箱罠）の整備 ICT等を活用した捕獲機材等の新たな技術活用
	カラス	被害実態の把握

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>【イノシシ】</p> <p>これまでの被害状況を勘案し、第三期新潟県イノシシ管理計画及び本計画の捕獲体制・捕獲に関する取組に基づき、更なる捕獲の強化に努める必要がある。しかし、捕獲計画数は、生息数や生息密度などについて調査方法が確</p>

立されていないと言われていること、地域における降雪状況や豚熱（CSF）等の要因、イノシシの高い繁殖能力等により、生息数の把握が困難な状況である。また、捕獲頭数についても年度によっては、大きく変動し、過去の捕獲実績に現れている。よって捕獲頭数が継続して削減できない間は、過去最高捕獲数を含めた平成 30(2018)年度～令和 2(2020)年度の平均値を捕獲計画目標と設定し、被害の削減に努めることとし、また、イノシシが指定管理鳥獣に指定されている間は、捕獲目標数にこだわらず積極的な捕獲に努めるものとする。

イノシシの 1 年当たり平均有害捕獲頭数

- ・平成 27(2015)年度～平成 29(2017)年度 約 95 頭
- ・平成 30(2018)年度～令和 2(2020)年度 約 230 頭（採用）
- ・令和 3（2021）年度有害捕獲頭数 80 頭
- ・令和 4（2022）年度有害捕獲頭数 140 頭

【シカ】

これまでの捕獲実績は少ない状況ではあるが、第二期新潟県ニホンジカ管理計画に基づき、イノシシと同様に、積極的な捕獲を進めるため、これまでの実績を基に捕獲計画目標を 10 頭に設定し、被害の未然防止に努める。

シカの 1 年当たり捕獲頭数

- ・令和 2（2020）年度有害捕獲頭数 4 頭
- ・令和 3（2021）年度有害捕獲頭数 6 頭
- ・令和 4（2022）年度有害捕獲頭数 5 頭

【カラス】

カラスは、農村部・都市部を問わず広範囲に生息している。専門家によると移動能力や繁殖力が高いため、捕獲による被害防止効果が低く、また、駆除することで自然界の生態系において悪影響を与える可能性もあるとも言われていることから本市の被害状況、捕獲体制及び生息状況を勘案し有害捕獲を進める。

平成 29(2017)年度～令和元(2019)年度 平均捕獲数約 344 羽

平成 2(2020)年度～令和 4(2022)年度 平均捕獲数約 262 羽

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)
イノシシ	230 頭	230 頭	230 頭
シカ	10 頭	10 頭	10 頭
カラス	350 羽	350 羽	350 羽

捕獲等の取組内容

【イノシシ・シカ】

有害鳥獣捕獲については、イノシシの生息数（繁殖力）に対して捕獲圧が不足していることにより、農作物や農地への被害が年間を通して見られることから、協議会と実施隊を中心に、猟友会柏崎支部が連携し、年間を通して

捕獲機材による有害捕獲を実施し、被害防止強化に努める。なお、捕獲については、被害の状況に応じ、県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業支援を要請し、その事業に協力する。また、捕獲圧を更に高め、効率的・効果的な捕獲を目指し、捕獲労力の省力化に向けたICT機器の導入、捕獲機材（くくり罠、箱罠）の整備を進めるとともに、電気柵周囲に設置するわなでの有害捕獲や実施隊による追い払いに取り組むほか、狩猟免許保持者の増員に向けた周知と働きかけに努め、担い手確保を図る。

【カラス】

被害の集中する期間においては、JAえちご中越と猟友会柏崎支部が連携し、銃器による追い払い（忌避効果）を目的とした有害鳥獣捕獲を実施し、被害防止に努める。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

一般社団法人新潟県猟友会が新潟市西蒲区福井で整備を進める「新潟ライフル射撃場（仮称）」において、大型獣の捕獲に有効な大口徑ライフル銃やスラッグ弾の使用者の確保及び捕獲技術の向上を推進する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
イノシシ・シカ	随時（約95km以内）	同左	同左
カラス	被害状況に応じ、防鳥網の設置	同左	同左

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
イノシシ・シカ	【協議会】 ・イノシシを寄せ付けないための環境整備の啓発 ・被害防止対策情報の収集・提供 ・電気柵による被害防止対策の推進 【地域住民】 ・電気柵の管理・運営 ・被害報告	同左	同左
カラス	【協議会】 ・被害防止対策情報の収集・提供 ・被害防止対策の推進 【地域住民】 ・被害状況に応じ、防鳥網の管理・運営 ・被害報告	同左	同左

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

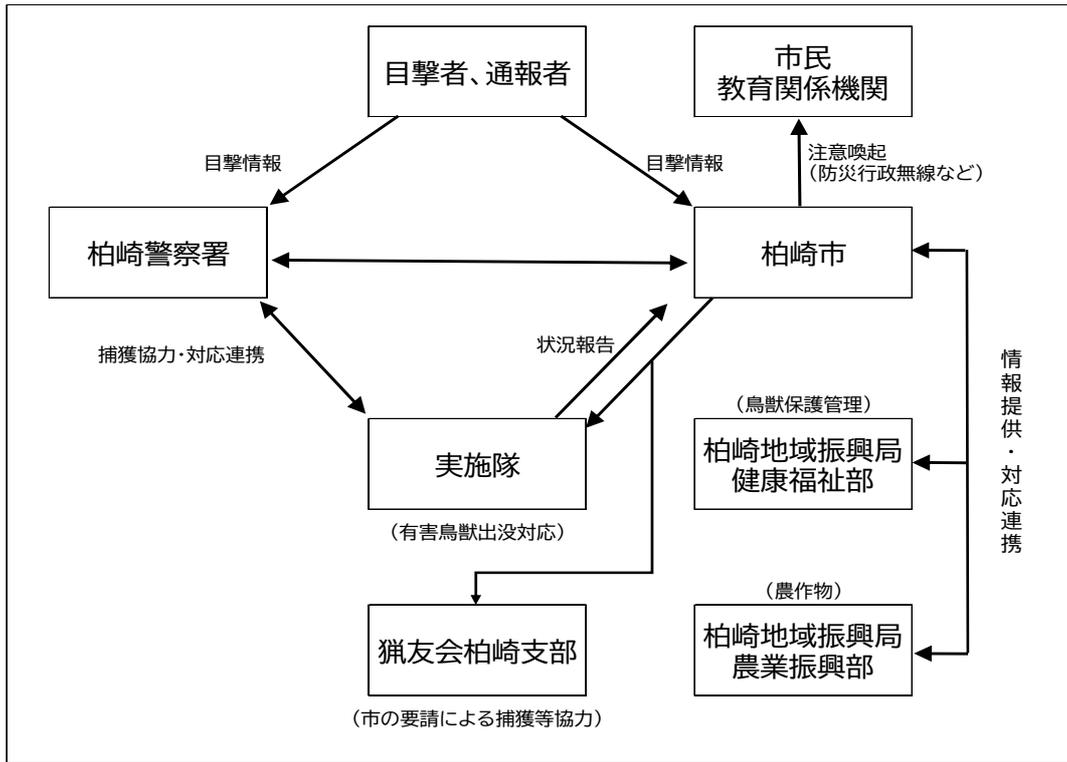
対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
イノシシ・シカ	<ul style="list-style-type: none"> ・全市対象の回覧文書による家庭菜園を含む農作物残さ、放任果樹の除去の徹底等、生息環境管理の普及活動 ・家庭菜園など生活防護柵設置支援事業の実施 ・イノシシ被害総合対策講習会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・全市対象の回覧文書による家庭菜園を含む農作物残さ、放任果樹の除去の徹底等、生息環境管理の普及活動 ・イノシシ被害総合対策講習会の実施(被害の状況に合わせ実施) 	同左
カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・カラスを寄せ付けないための環境整備実施に向けた啓発活動 ・被害防止対策情報の収集・提供 	同左	同左

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称		役割
柏崎市	環境課	出没・目撃情報等の収集、関係機関との連絡調整、緊急パトロール、捕獲依頼、捕獲への協力
	実施隊	被害状況に応じた捕獲の実施、緊急パトロール、追い払い、出没・目撃情報等の収集、侵入防止柵の設置の支援及び指導
	防災・原子力課	防災行政無線による住民への注意喚起
柏崎地域振興局健康福祉部		関係機関との連絡調整、注意喚起
柏崎地域振興局農業振興部		関係機関との連絡調整、注意喚起
柏崎警察署		捕獲での安全対策、緊急パトロール、住民への注意喚起
猟友会柏崎支部		市から要請を受け、緊急的な野生鳥獣の捕獲等に協力

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

【イノシシ・シカ・カラス】
苦痛を与えないように殺処分し、焼却・埋設等により適切に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	【イノシシ・シカ】 捕獲個体の利用はしていないが、有効な利用について情報収集し、検討していく。
ペットフード	同上
皮革	同上
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での体給餌、学術研究等)	同上

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

有効利用のための人材育成に向けて、情報収集、イベントの開催を行う。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称		柏崎市有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称		役割
柏崎市	環境課	協議会事務局、被害情報・出没・捕獲情報の収集、被害防止対策の指導・啓発、協議会における事業・対策の検討
	農林水産課	協議会における事業・対策の検討
	実施隊	環境課と連携した、被害情報・出没・捕獲情報の収集、被害防止対策の指導・啓発、協議会における事業・対策の検討
柏崎地域振興局農業振興部 (柏崎農業普及指導センター)		協議会における事業・対策の助言（オブザーバー）
柏崎地域振興局健康福祉部		協議会における事業・対策の助言（オブザーバー）
柏崎警察署		協議会における事業・対策の助言
新潟県農業共済組合 (中越支所)		被害防止対策の指導・啓発、被害状況調査、協議会における事業・対策の検討
JA えちご中越 (かしわざき営農センター)		被害防止対策の指導・啓発、協議会における事業・対策の検討
猟友会柏崎支部		出没状況の確認、有害個体の捕獲、協議会における事業・対策の検討
鳥獣保護管理員		有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣保護の観点からの助言・指導（オブザーバー）
被害地域代表		被害防止活動の実施・周知、電気柵等の設置協力

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
長岡地域振興局農林振興部	被害防止計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

令和4(2022)年4月1日から鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第9条及び柏崎市鳥獣被害対策実施隊設置要綱に基づき、柏崎市鳥獣被害対策実施隊を設置

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・第三期新潟県イノシシ管理計画及び鳥獣保護管理計画との整合を図る。
・農家・地域住民に対し、被害防除や農地・集落周辺の管理等を主体的に取り組むよう啓発等を行う。
・市は、農作物の被害状況、出没状況、被害防止対策効果等の情報の提供に努める。また、農家、地域住民は、被害対策に必要な情報の提供に協力する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

イノシシをはじめ、シカは、広域な行動域をもつことから、市町村界及び県境を越えて活動しており、県内でも生息域を拡大している。元来、山頂や河川など自然地勢に行政界(行政区の境界)が設定されており、行政界で高密度に有害鳥獣が生息している情報もある。

また、本市の行政界は、地形上山地に囲まれており農業被害の状況を踏まえ、鳥獣特措法第7条の2第1項に規定される市長の要請について、新潟県及び近隣市町村と情報の共有・連携を図り、広域的な被害対策について必要に応じ検討する。

鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域での捕獲の場合は、非鉛製弾を使用するよう従事者に指導する。